二十九年四月一日現在の小規模保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　小規模保育事業Ｃ型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模保育事業Ｃ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

42　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

43　特例保育給付事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十九年四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に五一・三六を、都道府県立病院特例病床数に二三・四七をそれぞれ乗じて得た数を合算した数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に三五・九五を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があると

八　衛生費　人口

二十八年四月一日現在の小規模保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

37　小規模保育事業Ｃ型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の小規模保育事業Ｃ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

38　居宅訪問型保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の居宅訪問型保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

39　小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ａ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

40　小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の小規模型事業所内保育事業Ｂ型に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

41　保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

42　特例保育給付事業に係る子どもの数は、全国総合システム事務連絡に基づいて内閣府に報告された平成二十八年四月一日現在の特例保育給付事業に係る子どもの数とする。以下この表において同じ。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に五一・〇一を、都道府県立病院特例病床数に二三・三一をそれぞれ乗じて得た数を合算した数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に三五・七一を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があると

八　衛生費　人口